

# 受講約款

d'Days での受講にあたっては、ご契約前に、本約款をよくお読みいただき、記載内容を十分ご確認くださいませようをお願いいたします。

## 第 1 条（契約の成立）

1. 受講申込者（以下甲という）は、受講申込書の記載内容および以下条項を承諾の上、d'Days（以下乙という）に対して受講の申し込みを行い、乙はこれを承諾したものと認めます。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件として契約が成立するものとします。
  - ・ 申込者が未成年であるときは、親権者の同意があること
  - ・ レベル判定テスト等、受講の前提条件が設定されているコースでは、当該条件を充たしていること

## 第 2 条（拒否事由）

乙は、次に定める事由のいずれかが認められる場合は、甲の申込みをお断りすることがあります。

1. 甲が前条各号に掲げる要件を充たさず、或いは充たさないことが判明した場合
2. 甲が希望するコースの定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に役務の提供が不可能な場合
3. 甲の希望するコースの定員が締切日（コース開始時）までに別に乙の定める最少定員に満たなかった場合
4. 乙が所定の期日までに学費、その他コース案内書に記載された金額を支払わなかった場合
5. その他、乙が不相当と認めた場合

## 第 3 条（役務の提供および対価の支払）

1. 乙は甲に対し、乙の定める受講カリキュラムの中から、甲が選択した受講申込書記載内容の役務を提供します。
2. 甲が役務の提供を受けるため、甲は乙に対し、受講申込書の定める方法で、~~デポジット~~、授業料、その他受講申込書に記載された金額を支払うこととします。
3. 甲は、乙の指定する期日までに、上記金額を支払うこととします。

## 4. 対価の支払い

1. 対価の支払いは、原則として、現金または現金等価物で行うものとします。
2. 対価の支払いは、受講申込書記載または受講確定案内記載の方法（原則として銀行振込）で、同記載の支払期日までにを行うものとします。
3. 対価の支払は、原則として契約時に、コース料金全額一括の前払いでお支払い頂きます。尚、受講申込書または受講確定案内に記載ある場合、甲は、法定金利を基礎とする手数料負担の上で、分割払いを選択できるものとします。分割回数は、2回・12回（月割り）・その他定める回数とし、分割払手数料（分割利息）は以下算定式（簡便複利計算法）により算定します。

←分割払手数料算定式→

$$\text{分割払手数料（分割利息）} = \text{割引等控除後コース料金総額} \times \text{支払回数} \times \text{分割払係数} \times 1/100$$

$$\text{分割払係数} = 0.7$$

3. 対価の支払いは、原則として月払い（月謝制）とします。但し、前払い金として先日付けの受講料金を支払うことは可能です。
  4. 前払い金については、先12ヵ月分までを限度とします。
5. 対価の支払い方法の例外

1. 第4条で定める Private Lesson with Self Support (PLS) に限り、コース料金（クラス料金）の支払方法として、受講チケット制を採用します。甲が PLS コースを受講する場合、8枚セットの受講チケットを最低1セット、一括払いで購入し、そのチケットと引き換えでクラスを受講することが可能となります。

## 6. 割引・特典

## 1. 割引

## 1. 事前/一括割引

コース選定時点で確定する割引であり、該当割引が適用される場合の支払総額は、コース別に設定されている基本金額（割引等を含まないコース金額）から該当割引総額を控除した差額となります。

## 2. 随時割引

コース開始後、割引適用事象が発生した場合に随時確定する割引であり、原則として、割引の要件が満たされるものと乙が判断する都度、現金払い戻しの形で還付する割引となります。但し、本割引の適用は、甲の既納付額が上限となります。

## 2. 特典

特典は、コース終了後に甲に対して支給される一時祝金で、該当コースにおける甲の態度、実績を評価し、乙の判断で提供されるものとします。

## 3. 割引・特典の改廃等

割引・特典の種類、内容は、乙が必要と認める場合、修正・改廃されます。但し、特定の割引・特典が修正・改廃される場合、一度甲に対して適用された割引・特典は、原則としてコース契約時の内容で継続適用され、この効果は乙のコース期間終了まで及びます。

## 4. 割引・特典事由の消滅

一旦適用された割引・特典のうち、その後甲における適用事由が消滅した場合、事由消滅の時点をもって、割引・特典は終了します。この場合、割引適用期間を除く期間の割引額について、甲から乙への返金が必要とな

ります。

#### 7. デポジット

入講料は発生しませんが、契約時に甲は乙に対し、デポジット（保証金）として、割引等を加味した契約コース料金総額の10%の納付が必要となります。このデポジットは、コース料金の一部前受金となるため支払総額から控除され、残額が甲の要支払残額となります。尚、デポジットが未納付の場合、納付するまでの間、受講することができません。

#### 8. 対価の未払い

##### 1. 対価支払の遅延

対価の支払いは前払い方式であるため、甲の支払いが滞った場合、該当役務のうちの未払い部分について、乙は甲に対し役務を提供することはできません。

##### 2. 対価支払いと受講

甲からの支払いについて、乙が入金を確認した翌日から、甲は契約コースに参加することができます。

但し、PLS の場合、甲が購入した受講チケットを乙が照会できた時点で、甲は契約コースに参加することができます。

### 第4条（学習指導の形態）

学習指導形態については、以下の通りとします。

#### 1. 学習指導形態の種類、生徒数・定員

##### 1. プライベートレッスン

プライベートレッスンとは、1人の講師が、所定の教室で、所定の時間を通して、1人の生徒に対し、マン・ツーマンで行う指導形態を指します。

具体的には、Private Lesson with Self Support (PLS)、Private Lesson with Total Support (PLT) の2つのコースが、メニュー化されています。

##### 1. Private Lesson with Self Support (PLS)

受講目標・受講計画一切を生徒自らがマネジメントするプライベートレッスンコース（唯一受講チケット制を採用し、クラス単位で授業を購入して自らがカリキュラムを構築する仕組みとなっています）

##### 2. Private Lesson with Total Support (PLT)

受講計画から受験まで期間単位でコースを購入し講師がトータルサポートするプライベートレッスンコース

##### 2. グループレッスン

グループレッスンとは、1人の講師が、所定の教室で、所定の時間内に、複数（2人以上を目安）の生徒に対し、授業形式で行う指導形態を指します。

具体的には、Group Lesson with Partner (GLP)、Group Lesson for Standard (GLS) の2つのコースが、メニュー化されています。

##### 1. Group Lesson with Partner (GLP)

生徒数が2名の場合のグループレッスンコース

##### 2. Group Lesson for Standard (GLS)

生徒数が3名以上（5名以内）の場合のグループレッスンコース

## 2. 生徒数・定員の特例

### 1. グループレッスン（GLS）における特例

GLPを除き、以下状況より、グループレッスンの1名受講という環境が生じる可能性があります。

- ・開講されたものの同コース契約者の受講参加が遅れて該当コースが1名の生徒のみで開講された場合
- ・生徒数の条件（2名以上）を満たして開講されたクラスから解約者が生じて生徒が1名となった場合

### 2. 特例への対処

グループレッスンが生徒数減により一時的に1名クラスとなった場合、原則として、1名クラス期間が実質的なプライベートレッスンであったものとみなし、該当期間のみプライベート料金とする少人数課金制を適用します。但し、少人数課金制を前提に1名コースを続行するか、1名クラスになったコース自体を閉鎖するかの判断は、甲（1名受講者）と乙、両者による相談・合意によって決定するものとします。尚、少人数課金額は、以下計算式によって算出される額とします。

#### ◀ 少人数課金額算定式 ▶

##### 1. 少人数期間割合

$$\text{少人数期間割合} = \frac{\text{1名クラスでの受講日数(1名クラス受講の始点終点間の両端入日数)}}{\text{コース全日数}} \\ (\text{コース始点または最初受講日からコース終点の両端入日数})$$

##### 2. 少人数課金ベース額

$$\text{少人数課金ベース額} = \text{コース全日数をプライベートレッスン形態(PLT)で受講した場合の割引等を含まないコース基本金額}$$

##### 3. 控除額

$$\text{控除額} = \text{コース全日数をグループレッスン形態(GLS)で受講した場合の割引等を含まないコース基本金額}$$

##### 4. 少人数課金額

$$\text{少人数課金額} = \text{少人数期間割合} \times (\text{少人数課金ベース額} - \text{控除額}) \times \text{少人数課金係数}$$

※少人数課金係数 = 0.7

## 3. GLPの特例

GLPの場合、原則として特定のパートナーが存在するために1名クラスは成立せず、従って少人数課金制度は適用されません（GLPのパートナーが受講を終了し、残る生徒に受講の継続意思がある場合、原則としてPLTまたはPLSに契約を更新することとなります）。

但し、3名以上を想定したGLSが上記理由により一時的に2名となった場合、GLPのGLSに対する少人数課金が適用されます。

## 3. クラスの固定

1. 原則として、固定クラススケジュール制を採用します。固定クラススケジュール制とは、各種コース別に定められた学習期間・曜日・時間帯・レベル・カリキュラム・講師等が既定であり、入講時に定められたレベル判定テスト等によりクラスが固定されているシステムを指します。但し、受講開始後、甲乙両者の合意があれば、入講当初甲に定められたクラスとは別のクラスへ編入することができます。

2. 乙および甲、その他受講生の同意があれば、状況に応じて、最大クラス定員・曜日・時間帯・カリキュラム等、クラススケジュールの一部内容を変更することができます。
4. クラス固定の例外  
プライベートレッスンのうち PLS は、生徒自らがカリキュラムを構築するセルフマネジメントコースであるため、固定クラススケジュール制の例外となります。
5. クラスの定義
    1. クラスとは、一回の最低授業単位を指します。
    2. クラスにおける実質学習時間は 1 クラスあたり 45 分とします。
    3. この実質学習時間 45 分に、15 分の余裕時間（休憩またはクラス入れ替え時間等）を加えた合計 60 分が、1 クラスあたり総時間となります。15 分の余裕時間は、授業時間の前後または中程に設定することが可能です。
    4. 乙が甲に対し十分な役務提供効果を与えられるよう、標準的なコースにおいては、1 週間あたり 2 クラスの開催が予定されます。
    5. 1 週間あたり 2 クラスの開催を予定するコースの場合、さらなる学習効果を得るために、原則として 2 つのクラスを同日に連続して開講設定するものとします。この場合、週の特定期日に 1 回のみ、計 120 分（（実質学習時間 45 分+余裕時間 15 分）×2 クラス）の開講となります。但し、コース設計上、もしくは受講者と乙による協議・調整により、週の異なる日に 2 クラスが開講される例外コースもあります。
    6. 週 1 回同一日に 2 クラスを連続開講するコース運営方法の例外としては、グループレッソンのうち一部例外コース（短期集中コース等）、プライベートレッスンコース（特に PLS）、振替・補講クラス等があり、これら例外コースは、1 回 1 クラス（60 分）を原則として、開講されます。
6. 受講キャンセル・補講・休講等
    1. 受講キャンセル  
甲に起因したやむを得ない理由によって甲がクラス受講できない場合、甲は該当クラスへの出席をキャンセルすることができます。但し、この場合、甲は乙に対し、適切なクラス運営の観点から、事前に受講キャンセルの連絡を入れる必要があります。事前キャンセルは、原則としてクラス前日の 20 時までとします。緊急の場合、すなわち前日 20 時以降の当日キャンセルは、原則としてクラス開始の 2 時間前までとします。尚、甲が正当な理由なく緊急時の例外を含む事前キャンセルの連絡を欠いたものと乙が判断する場合、無料振替クラス（音声振替、生振替）を有料化させて頂く場合があります。
      1. キャンセル料金
        1. グループレッソン（GLS）の場合  
全員キャンセル（休講）以外であればクラスは成立するため、甲の受講キャンセルの連絡が事前・事後かを問わず、キャンセル料金は発生しません。但し、甲各位のキャンセルは休講に繋がる可能性があるため、適切なクラス運営の観点から、甲が正当な理由なくキャンセル連絡を欠いた場合（原則クラス前日の 20 時まで）、無料振替（音声振替）を有料化させて頂く場合があります。
        2. グループレッソン（GLP）、プライベートレッスン（PLT）の場合  
原則としてクラス前日の 20 時以降からキャンセル料金が発生します。
        3. プライベートレッスン（PLS）の場合  
甲は、甲自身のマネジメントによりクラス受講日を予約する形態となっているため、予約した受講予定

日の7日前からキャンセル料金が発生します。クラスをキャンセルする場合には、早い段階でのキャンセル処理が望ましく、従ってキャンセル料金は日ごとに負担率が増加するよう設計されています。

## 2. 遅刻・途中離席

受講クラスに遅刻する場合、受講キャンセル同様、乙に事前連絡を入れる必要があります。また、受講中のクラスを離席する場合、乙に相談の上クラスを離れることができます。但し、役務の提供に影響が出るものと乙が判断する場合は、この限りではありません。

## 3. 休講

甲側・乙側の正当な理由に基づくクラスのキャンセル、その他天災等理由からクラス自体が成立しなかった場合、該当クラスは休講となります。特定クラスが休講となった場合は、コース期間中に設けている予備日程を切り崩す形でクラス振替を実施して遅延を吸収することができます。しかし、甲に残予備日が存在しない場合は、補講でクラスを担保せざるを得なくなります。振替もしくは補講により休講クラスを担保しない場合、または担保しえない場合、コース所定の目標が未達となる可能性があります。

## 4. クラスの振替

クラスが休講となった場合、キャンセルクラスを振り替えて、予備日の範囲において無料受講することが可能です。クラスの振替は、音声による振替と、生授業による振替の2種類があります。

### 1. 音声による振替

音声による振替（音声振替）は、クラス開講時にデジタル録音した音声ファイルをストリーミング再生で聞き直す振替形態を指します。デジタルファイルは甲の受講申請に基づいて、所定サイトにアップロードされます。甲は、視聴期間・再生回数等制約のもと、再生端末さえあれば時間・場所を問わず受講し直すことが可能です。但し、再受講したい対象クラスが不成立の場合等、振替クラスの音声準備できない可能性があります。この場合、生授業による振替のみ実施可能となります。尚、音声ファイルは乙が所有する無形電子資産であるため、甲が乙の許可なくこれをダウンロード所持すること、該当ファイルを他に再配布または販売することは著作権法で固く禁じられています。

### 2. 生授業による振替

生授業による振替（生振替）は、甲がキャンセルしたクラスについて、1人の講師が、所定の教室で、所定の時間を通して、甲1人に対し、マン・ツー・マンで行う振替形態を指します。甲があるクラスをキャンセルした場合、甲の学習スケジュールに予め設定されている予備日（最低必須クラス以外でコースに付与されている予備クラス）をキャンセルクラスの振替日として使用することができます。この予備日を使用した振替は、乙に対する予約が必須であり、講師の予約が確保できない場合、該当予備日へ振返えることはできません。また、甲が所持する予備日の残数がゼロである場合も、予備日を使用した振替クラスを持つことはできません。予備日を使用した生振替が実施できない場合は、上述の音声振替（無料）を利用する、もしくは補講（有料）を利用することで、キャンセルクラスを担保することとなります。

### 3. クラス振替サービスの対象コース

音声振替は、GLS/GLP のみに適用されます。生振替は GLS/GLP/PLT に適用されます。PLS はクラス単位で購入するセルフマネジメント式プライベートコースであるため振替サービスは適用されません。

## 5. 補習講義

補習講義（補講）とは、過去受講クラスについて十分に学習できなかった、またはその他クラス外の興味あるテーマについて知識を深めたい等の理由により、甲の意思でその内容を再確認するための補助的な講義のことを指

します。補講は、甲が希望する特定の学習範囲について、1人の講師が、所定の教室で、所定の時間を通して、甲1人に対し、マン・ツー・マンで行う形態を指します。補講は実質的にはプライベートレッスン形態となるため、受講者と講師との時間調整（予約）が得られなければ実施できません。また実施の際には、コース金額とは別に補講クラス追加料金が発生します。尚、補講単価は、以下計算式によって算出される額とします。

« 生補講単価算定式 »

1. みなしクラス総数

みなしクラス総数=80回（該当コース必須クラス数）

2. 生補講ベース額

生補講ベース額=コース全日数をプライベートレッスン（PLT）で受講した場合の割引等を含  
まないコース基本金額

3. 生補講係数

30%

4. 補講単価

補講単価=（生補講ベース額÷みなしクラス総数）×生補講係数+交通費実費

## 第5条（学習指導の開始日）

本契約において、学習指導の開始日とは、コース案内書に記載されている所定コースの学習指導が開始される日であり、必ずしも申込日と同一ではありません。また、学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。尚、コース案内書に学習指導日の記載がない場合は、別途乙が指定する日をもって開始日とします。

## 第6条（受講の実施場所）

乙は、学習指導の実施場所を指定するコースについて、受講申込書記載の場所において学習指導を行います。やむを得ない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。また、受講場所に関する定めが受講申込書に明記されていない場合、PLS/PLTでは原則として甲の自宅、GLS/GLPでは原則として同一クラス内受講者の自宅において学習指導を実施します。GLS/GLPの場合、受講実施場所として自宅を提供する条件にて契約締結された受講者は、該当クラスの日時に教室を提供いただきます。尚、教室提供のキャンセルは、受講キャンセル同様、事前報告を前提に原則前日20時までとなります。但し、本キャンセルにおいて代替場所が調整できない場合、受講者全員のキャンセルによるクラス不成立の規定が適用されます。また、受講実施場所として自宅を提供する旨契約されたにもかかわらず、そのキャンセル率が80%を超える場合、遵守義務違反等として対処させていただく場合がございます。

## 第7条（学習指導期間と契約期間）

1. 学習指導の期間

学習指導の期間は、学習指導の開始日からコースの終了の日までの間、またはコース案内書に記載する期間とします。

学習指導の期間は原則一年以内ですが、初年度開講時の変則コース、その他特別コース等について、1年以内もしくは1年超の期間が設定されるコースもあります。尚、甲は、コース案内書に記載する指定期間中どの時点からでも、

学習指導の開始日として申請することができます。

### 3. 契約期間の特例

初年度開講時の変則コース、その他特別コース等について、1年以内もしくは1年超の期間が設定される場合があります。

4. 契約期間終了後、甲が受講の継続を希望する場合には、改めて最適なコースを選定した上で、甲は乙と文書による契約を結び直す（更新する）ものとします。尚、契約更新時には、契約更新料等を請求しないものとします。

## 第8条（契約の解除・クーリングオフ）

1. 甲は、本約款を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により契約を解除（クーリングオフ）することができます。当該契約の解除は書面を発したときに効力を生じます。
2. 当該契約の解除が発せられた場合、乙は甲に対して、契約の解除に伴う損害賠償または違約金(解約手数料)の請求ができないものとします。
3. 当該契約の解除が発せられた場合、既に役務（講義）が提供された場合であっても、乙は甲に対して金銭の支払いを要求しません。また、契約解除に伴う損害賠償または違約金(解約手数料)の支払いを請求しないものとします。
4. 当該契約の解除が発せられた場合、甲が既に納入金を受領しているときは、速やかにその全額を返還するものとします。
5. 当該契約の解除が発せられた場合で甲が乙に対し提供していた教材等が存在する場合には、原則として甲は乙にこれらを返還することとし、その引取りに要する費用は乙の負担とします。
6. 本条の規定は、受講期間が2ヵ月以上、または学費が50,000円以上のコース（複数コース受講の場合はその合計額が50,000円以上）について適用されます。

## 第9条（契約の解除・中途解約）

1. 甲は、乙より本約款を受領した日から起算して8日を経過した後は、書面を乙に提出することにより契約を解除することができます。契約解除は書面の提出によって効力を生じ、書面記載の申出日をもって契約が終了します。尚、教材等に関しては、使用の有無にかかわらず、甲は乙に対し買取りを請求することはできません。
2. 前項の契約解除が発せられた場合、乙は既納付金額から下記の費用、および契約解除に伴う損害賠償金または違約金(解約手数料)を差し引いた額を甲に返還するものとします。但し、既納付金額が、費用、および契約解除に伴う損害賠償金または違約金(解約手数料)に満たない場合は、甲は乙に対してその差額を納入するものとします。既受講分の学費の計算にあたっては、学習指導の開始日から解除の申出日までの期間は学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わず受講したものとみなします。また、解除の申出日が授業日である場合は授業の開始前後を問わず受講したものとみなします。
  1. コース開講日前の契約の解除  
乙は甲に対して、既納付金額から返金手数料1,000円を差し引き返還するものとします。但し、既納付金額が初期費用1,000円に満たない場合は、甲は乙に対してその差額を納入するものとします。
  2. コース開講日当日以降の契約の解除  
乙は甲に対して、既納付金額から次の費用、および契約解除に伴う損害賠償金または違約金(解約手数料)を差し引いた額を差し引き返還するものとします。但し、既納付金額がこれに満たない場合は、甲は乙に対してその差



額を納入するものとします。

1. 初期費用（契約の締結および履行に通常要する費用として政令で定められた額）として 15,000 円
2. 受講提供が終了した授業料

$$\text{クラス当り授業単価} = (\text{割引等を含まないコース契約金額}) \div \text{コース必須授業回数 (80 コマ)} \times \text{提供が終了した授業回数}$$

$$\text{受講提供が終了した授業料} = \text{クラス当たり授業単価} \times \text{契約開始から解除の期間におけるコース必須授業回数}$$

3. 学習指導開始日から解除申出日までの期間の授業料に未納がある場合は、契約解除に伴う損害賠償金・違約金（解約手数料）として、コース契約金額のうち未受講分に相当する金額（但し、50,000 円を上限とする）

$$\text{未受講分相当金額} = (\text{割引等を含まないコース契約金額}) \div \text{必須クラス数 (80 コマ)} \times \text{契約解除日以降のコース必須授業回数} \times 20$$

### 3. 契約解除の特例

受講コースがチケット制の PLS の場合、契約解除の例外として前々項、前項は、適用されません。PLS の場合で、かつ未使用チケットが存在する場合、契約時価格の 30% で乙が甲から買い取ることが可能であるものとします。

## 第 10 条（事前解約・中途解約における納付金の返還方法）

第 8 条および第 9 条による解約がなされる場合は、乙は甲から受領した納付金を、甲が指定する銀行口座に振り込む方法で速やかに返還するものとします。尚、銀行口座に振り込む際の振込み手数料は乙の負担とします。

## 第 11 条（役務の変更）

甲は、乙が提示するコース案内書のクラス変更の記載に従い、乙に対し、甲が選択した受講申込書記載の内容の役務を変更するよう求めることができます。但し、乙の定める事項に抵触する場合はこの限りではありません。

## 第 12 条（役務を提供できないときの取り扱い）

乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲の契約した役務を提供できない場合は休講とし、休講の場合は該当クラスの振替実施または補講を準備することで役務品質の確保に努めますが、クラス振り替えまたは補講を準備することができない場合は、事情を問わず休講分の学費を速やかに返還します。但し、申込者の契約した役務をできないことにつき、本会の責めに帰す事由がないときは、この限りではありません。

$$\text{コース中止による返金額} = (\text{割引等を含まないコース契約金額} + \text{分割手数料}) / \text{みなしクラス総数 (コース期間 (月数) \times 8)} \times \text{中止後の必須クラス数} + \text{納付済前受金}$$

### 第 13 条（損害賠償）

乙の施設または業務の遂行に起因して、甲等の第三者の生命、身体を害し、または財産を損壊したことについての法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、乙は相応の補償を行います。但し、甲の教室への移動時など乙の管理下でない間に発生した事故、甲の能力または技術が向上しないことに起因する損害、乙が提供する施設内において生じた盗難および紛失については、一切損害賠償の責めを負わないものとします。また、乙の管理下における甲の行為に起因する偶発の事故については、法律上の賠償責任に基づき、甲およびその保証人など法定監督義務者が解決に当たるものとします。

### 第 14 条（遵守義務）

1. 甲は、乙の定める規定、講師および乙の職員の指示や指導を遵守するものとします。
2. 甲は、乙の運営に対して妨害となる行為、乙を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。
3. 甲は、教材、課題など乙の所持品について、自己の責任において保持管理しなければならないものとします。

### 第 15 条（乙による解除）

乙は、甲が前条 1 項または 2 項の定め違反して、改善を求めたにもかかわらず改善のない場合は、当該甲に対して学習指導を停止し、または契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の学費、契約解除に伴う学費は、返還しないものとします。

### 第 16 条（不可抗力による免責事項）

乙は、戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延又は不通、講師の死亡・事故など不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断、もしくは廃止、その他コースに関連して発生した甲の損害について、一切の責任を負わないものとします。

### 第 17 条（紛争の解決）

1. 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して紛争が生じた場合には、甲乙両者協議の上、解決するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令に従うものとします。

### 第 18 条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

以 上

**役務提供者**

屋 号： d'Days (ディー・デイズ)

所在地：〒260-0014 千葉県千葉市中央区本千葉町 4-14-1004

代表者：竹内 歩・竹内 洋

設 立： 2016年 (平成28年) 4月1日

問合せ：Tel: 050-5278-7095

Email: instructor@ddays-ja.net

提供役務の内容：

- ・ 役務内容及び形態：グループレッスンによる日本語学習サービス
- ・ 授業時間：1回 45分
- ・ 授業受講スケジュール：火-土（日月、祝日、年末年始、その他休講日を除く）
- ・ テキスト：指定教材

**[改版履歴]**

版	改版日	項	内 容	修 正 前	修 正 後	担当
初	2017.6.6	-	約款新設 (全 11 ページ)	-	-	竹内洋